

## 随意契約理由書

第二今戸排水機場は、昭和47年に整備された排水機及び電気設備が40年以上経過し、ポンプの能力低下が確認され、農地や周辺地域の浸水のおそれが発生しているため、平成28年度から順次設備の更新を行っており、本工事では電動機の更新を行うものである。

電動機はポンプ設備の構成機器であり、ポンプを運転させるうえで原動機の機能を有している。本工事では、電動機を専用に設計・製作したうえで、既設ポンプと接続し、安定した稼働を確保するものである。製作にあたっては、ポンプの能力を損なうことなく稼働するためにポンプの性能を細部にわたり確認したうえで、ポンプメーカー独自のシステム設計により詳細に定められた仕様を見極める必要がある。

また、施工においても、電動機軸の芯出しや接続部品の加工精度等について、ポンプメーカーの設置基準と整合させ、施工後のポンプ設備の性能を確保する必要がある。

従って、本工事を施工するには、当該ポンプ設備の詳細な設計資料及び専門知識などを有し、当該機器の機能・構造に精通していることが必要となる。

また、当該機器を既設ポンプ施工者以外の者が施工した場合、施工後、既設ポンプ等の不具合や問題が生じた場合に、一貫した責任と性能についての保証が不明確になる恐れがある。

上記より、大阪府財務規則第62条第2項第1号の規定により、ポンプ設備の製造・施工業者である、株式会社西島製作所より見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。